

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所 保安規定）【16】
2. 日時：令和2年6月11日 10時05分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

義崎管理官補佐、宮本主任安全審査官※、角谷安全審査官※、照井安全審査官、  
桐原調整係長

実用炉監視部門

平田上席監視指導官（BWR班）※、久光上級原子炉解析専門官（BWR班）

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理G マネージャー 他28名※

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理Gr 課長 他9名※

## 5. 要旨

- (1) 東京電力ホールディングス株式会社から、令和2年3月30日に提出された柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和2年5月15日、25日、27日及び6月10日の提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。
  - 復水貯蔵槽水位の維持管理に関し、補給に期待する場合と期待しない場合とで管理値を分けるとの説明であるが、それぞれのケースで事故時に必要な水の容量（ $m^3$ ）と保安規定上の管理値（m）との関係を整理するとともに、移送設備が動作不能の場合に要求される措置との整合性を説明すること。
  - 復水貯蔵槽水位の維持管理に用いる水位計の計測誤差について説明すること。
  - 海水移送設備の要求される措置に関し、※4に記載されている措置を整理して説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

関係資料：なし